

平成26年 8 月 1 日

行政評価局調査の実施

総務省行政評価局は、「平成26年度行政評価等プログラム」に基づき、行政評価局調査を重点的かつ計画的に実施しています。

今回、平成26年8月から実施する下記テーマの計画について公表します。

- **グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育に関する実態調査**
グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女の教育環境の整備・拡充を図る観点から、海外子女に対する教育の実施状況、帰国子女に対する教育の実施状況、国内における国際理解教育の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施
- **職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－**
職業訓練の効果的な実施を図る観点から、職業訓練の設定、実施及び見直しの各段階の状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施
- **家畜伝染病対策に関する行政評価・監視**
家畜伝染病の発生の予防、まん延の防止を図る観点から、家畜伝染病対策の実施体制、実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施
- **社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視－鉄道施設の保全対策等を中心として－**
鉄道施設の効率的かつ計画的な維持管理を推進し、鉄道輸送における安全な運行を確保する観点から、鉄道事業者における鉄道施設の維持管理等の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

連絡先

<グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育に関する実態調査>

行政評価局法務、外務、文部科学等担当評価監視官室

担当：夏目

電話（直通）：03-5253-5450、FAX：03-5253-5457

<職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－>

行政評価局厚生労働等担当評価監視官室

担当：岡田

電話（直通）：03-5253-5453、FAX：03-5253-5457

<家畜伝染病対策に関する行政評価・監視>

行政評価局農林水産、環境、防衛担当評価監視官室

担当：今橋

電話（直通）：03-5253-5439、FAX：03-5253-5443

<社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視－鉄道施設の保全対策等を中心として－>

行政評価局復興、国土交通担当評価監視官室

担当：渡邊

電話（直通）：03-5253-5454、FAX：03-5253-5457

<行政評価局調査全般について>

行政評価局総務課

担当：佐々木

電話（直通）：03-5253-5407、FAX：03-5253-5412

※ インターネットでのお問合せについては、以下の総務省HPで受け付けております。

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育に関する実態調査

調査の背景

- 民間企業等の海外進出が進む中、海外で生活する日本人児童生徒数（注1）もアジアを中心に増加
- 海外子女に対しては、教育の機会均等及び義務教育無償の精神（日本国憲法第26条）に沿って、文部科学省及び外務省を中心に義務教育段階の在外教育施設（注2）に対する教員派遣、教科書無償給与、校舎借料や安全対策費の一部援助などを実施

- 「日本再興戦略 改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）では、グローバル化等に対応する人材力の育成強化に関し、在外教育施設における質の高い教育の実現及び海外から帰国した子供の受入環境の整備を進めると明示
- 一方で、日本人学校において派遣教員数が減少していることやカリキュラムが硬直的であることなど、海外子女・帰国子女に対する教育が懸念される状況も指摘

- グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女の教育環境の整備・拡充を図る観点から、海外子女に対する教育の実施状況、帰国子女に対する教育の実施状況、国内における国際理解教育の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

（注1）各年の4月15日現在における我が国の義務教育年齢に該当する在外邦人の長期滞在者（3か月以上の在留者）で、在留国から永住資格を得ている者を除く。

（注2）在外教育施設とは、海外に在留する日本人の子供のために、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校における教育に準じた教育を実施することを主たる目的として海外に設置された教育施設（日本人学校、補習授業校、私立在外教育施設）である。

主要調査項目と調査の視点

1 海外子女に対する教育の実施状況

- 在外教育施設の設立・運営等に係る現状と課題

2 帰国子女に対する教育の実施状況

- 帰国子女の入学・編入学及び教育に係る現状と課題

3 国内における国際理解教育の実施状況

- 国内における国際理解教育の実施状況と課題

主要調査対象

調査対象機関

文部科学省、外務省

関連調査等対象機関

都道府県、市区町村、関係団体等

調査実施期間

平成26年8月～27年7月（予定）

職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－

調査の背景

- 第9次職業能力開発基本計画による職業訓練の機能強化を推進
- 産業界のニーズに合った職業訓練のベスト・ミックスの推進（日本再興戦略 改訂2014）
- 職業訓練は、下記独法、都道府県が自ら実施するほか、民間教育訓練機関等を活用して実施

- 公共職業訓練では、訓練の定員充足率が低下傾向
87.3%（23年度）→79.3%（25年度）
- 求職者支援訓練では、平成25年度の訓練コースの応募倍率が0.74倍、訓練の定員充足率も59.5%と高いとは言えず
- 平成25年には求職者支援訓練において訓練実施機関による奨励金等の不正受給問題が発生

- 職業訓練の効果的な実施を図る観点から、職業訓練の設定、実施及び見直しの各段階の状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 職業訓練の設定状況

- 訓練計画の設定状況、訓練への誘導状況等

2 職業訓練の実施状況

- 民間教育訓練機関への指導監督の状況
- 就職支援に当たっての関係機関の連携状況

3 職業訓練の見直しの実施状況

- 訓練実施機関における訓練の見直しの状況等

主要調査対象

調査対象機関

厚生労働省

関連調査等対象機関

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、都道府県、民間教育訓練機関、関係団体等

調査実施期間

平成26年8月～27年7月（予定）

家畜伝染病対策に関する行政評価・監視

調査の背景

- 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等は、畜産物の安定供給を脅かし、地域社会・地域経済に深刻な打撃
- 平成22年の口蹄疫の発生等を踏まえ、23年4月、家畜伝染病予防法が改正され、家畜伝染病対策を強化

- 国際的な人や物の往来の増加に伴い、近隣諸国からの病原体の侵入の可能性の増大
- 家畜の飼養密度の高まりによる、まん延の危険性の増大
- 実効ある防疫体制の構築が必要

- 家畜伝染病の発生の予防、まん延の防止を図る観点から、家畜伝染病対策の実施体制、実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 家畜伝染病対策の実施体制

- 都道府県における実施体制及び関係機関の連携体制

2 発生予防対策の実施状況

- 都道府県による畜産農家の衛生管理についての指導状況等

3 まん延防止対策の実施状況

- 防疫マニュアルの作成状況、資機材の備蓄状況等

主要調査対象

調査対象機関

農林水産省、厚生労働省、環境省、文部科学省、国土交通省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、(独)農業・食品産業技術総合研究機構、関係団体等

調査実施期間

平成26年8月～27年7月(予定)

社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視－鉄道施設の保全対策等を中心として－

調査の背景

- 建設後50年以上経過する鉄道施設の割合は、橋りょう51%、トンネル60% (25年3月現在)
- 車両や施設に起因する輸送障害は、近年増加傾向
- JR北海道を始め、鉄道施設の点検・補修等が適切に実施されていない事案が発生

- 国は、インフラ長寿命化基本計画等を策定
今後、鉄道施設についても維持管理・更新を戦略的に推進
- 一方、鉄道事業者に対する保安監査等を有効に機能させることが課題

- 鉄道施設の効率的かつ計画的な維持管理を推進し、鉄道輸送における安全な運行を確保する観点から、鉄道事業者における鉄道施設の維持管理等の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 鉄道事業者における鉄道施設の維持管理等の実施状況

- 鉄道事業者における鉄道施設の維持管理に関する規定等の策定状況、検査等の実施状況、長寿命化への取組状況等

2 鉄道事業者における安全確保対策の取組状況

- 鉄道事業者における運輸安全マネジメントへの取組状況、係員に対する教育・訓練等の実施状況

3 国における鉄道事業者に対する監査等の実施状況

- 国における監査等の実施状況、運輸安全マネジメント制度に基づく評価の実施状況

主要調査対象

調査対象機関

国土交通省

関連調査等対象機関

鉄道事業者、関係団体等

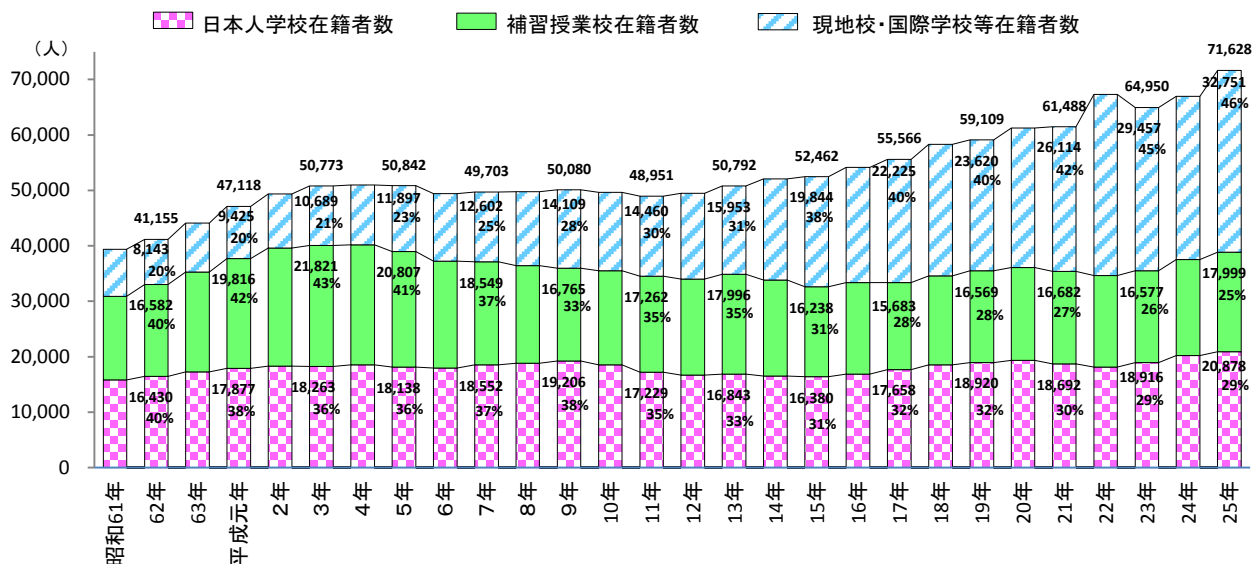
調査実施期間

平成26年8月～27年7月(予定)

参 考 資 料

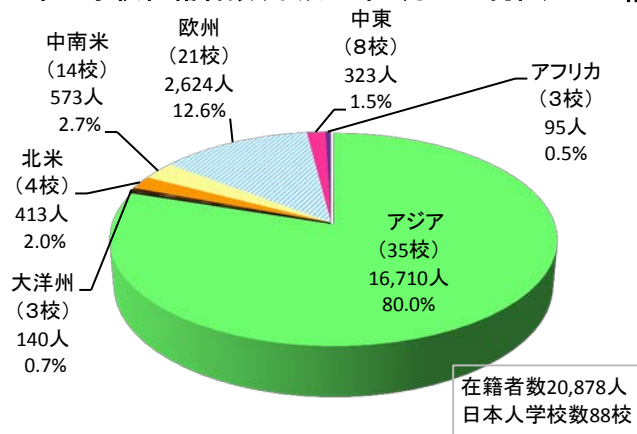
- 1 グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育に関する実態調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視
ー職業訓練を中心としてー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 家畜伝染病対策に関する行政評価・監視・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視
ー鉄道施設の保全対策等を中心としてー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

海外の日本人学校等の在籍者数の推移

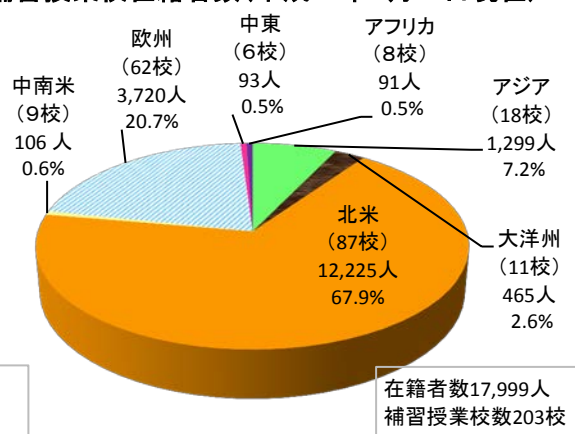


(注) 1 外務省「海外在留邦人子女数統計(長期滞在者)」に基づき当省が作成した。
 2 いずれも永住者、外国籍のみ保持者は除く。

日本人学校在籍者数(平成25年4月15日現在)

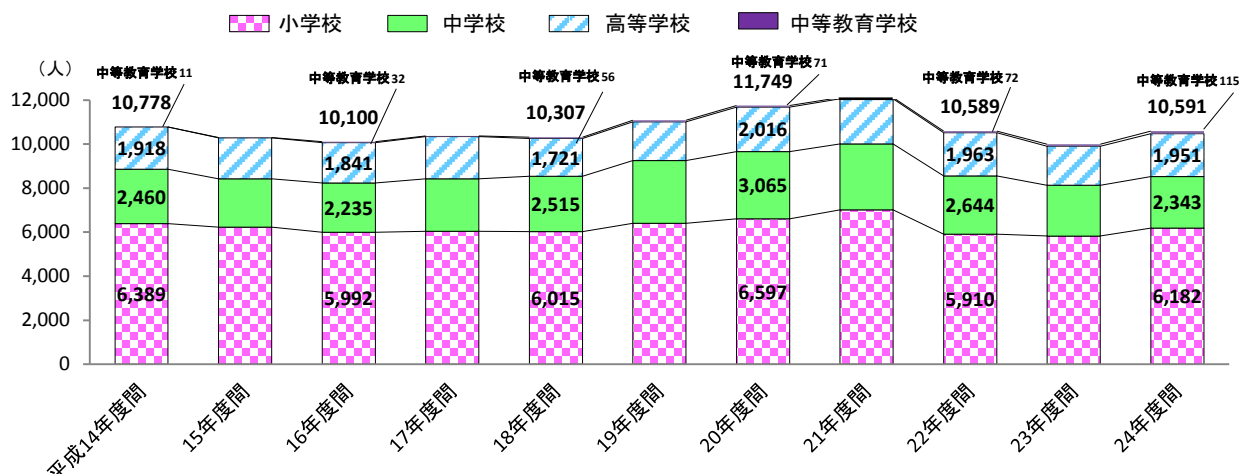


補習授業校在籍者数(平成25年4月15日現在)



(注) 文部科学省「海外で学ぶ日本の子どもたち」(平成26年度版)に基づき当省が作成した。

帰国児童生徒数の推移



(注) 1 文部科学省「学校基本調査(年次統計)」に基づき当省が作成した。
 2 「帰国児童生徒」とは、海外勤務者等の子供で、引き続き1年を超える期間海外に在留し、当該年度の4月1日から3月31日までに帰国した児童生徒をいう。

公的職業訓練（公共職業訓練（離職者向け）・求職者支援訓練）の概要

公共職業訓練

- (1)対象:ハローワークの求職者 主に雇用保険受給者
- (2)訓練期間:おおむね3か月～1年
- (3)給付金:雇用保険法に基づく各種手当
 (基本手当+受講手当(500円/訓練日)+通所手当+寄宿手当)を支給
 ※訓練を受講する場合、基本手当給付日数の延長措置あり
- (4)実施機関
- (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構(施設内訓練)
 主にものづくり分野の高度な訓練を実施(金属加工科、住宅リフォーム技術科等)
 【運営費】交付金
- 都道府県(施設内訓練)
 地域の実情に応じた多様な訓練を実施(具体的には、自動車整備科等)
 【運営費】交付金+都道府県費
- 委託先:民間教育訓練機関等(都道府県からの委託)
 事務系、介護系、情報系等高額な設備を要しない訓練を実施
 【運営費】委託費:標準上限6万円/人月
 ※一部コースにおいて、訓練修了者の就職率に応じて委託費の額に差を設け、就職へのインセンティブを高めている(5万円～7万円/人月)

求職者支援訓練

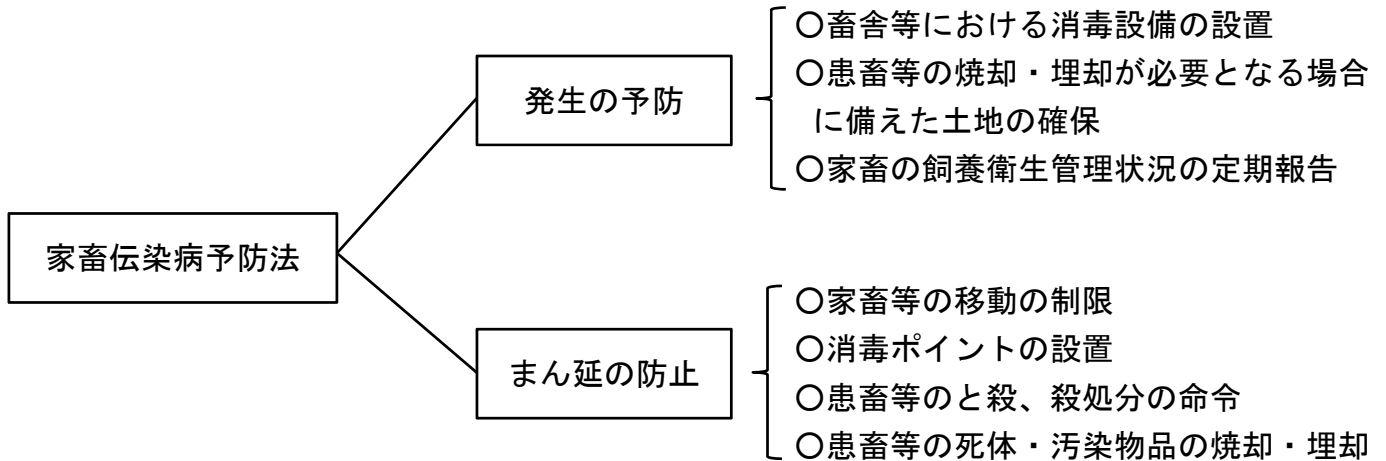
- (1)対象:ハローワークの求職者 主に雇用保険を受給できない方
- (2)訓練期間:3～6か月
- (3)給付金:職業訓練受講給付金
 (月10万円+交通費(所定の額))の支給
 ※本人収入が月8万円以下等、一定の要件を満たす場合
- (4)実施機関
- 民間教育訓練機関等(訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)
 【運営費】訓練実施機関に対する奨励金
 <実践コース>訓練修了者の就職率に応じて奨励金の額に差を設け、就職へのインセンティブを高めている(5万円～7万円/人月)
 <基礎コース>受講者数に応じた定額制(6万円/人月)
- 実践コースの主な訓練コース
- ・介護系(介護福祉サービス科等)
 - ・情報系(Webクリエイター養成科等)
 - ・医療事務系(医療・調剤事務科等)等



※「第1回職業能力開発の今後の在り方に関する研究会」(平成26年6月13日)の厚生労働省資料に基づき、当省で作成した。

家畜伝染病対策の概要等

◎ 家畜伝染病対策の概要



◎ 主な家畜伝染病

伝染病	症状	国内の発生状況 (発生年・頭羽数・府県数)
高病原性鳥インフルエンザ	高病原性鳥インフルエンザウイルスにより鶏などが罹る伝染病。高致死率。	平成16年 27万羽 (3府県) 平成19年 17万羽 (2県) 平成22年 183万羽 (9県) 平成26年 11万羽 (1県)
低病原性鳥インフルエンザ	低病原性鳥インフルエンザウイルスにより鶏などが罹る伝染病。	平成17年 578万羽 (2県) 平成21年 160万羽 (1県)
口蹄疫	口蹄疫ウイルスにより牛や豚などが罹る伝染病。伝播力が強い。	平成22年 30万頭 (1県)
豚流行性下痢 (PED)	豚流行性下痢ウイルスにより豚などが罹る伝染病。	平成25年 119万頭 (38道県) (平成26年7月末時点)

① 国土交通省所管の主なインフラの老朽化の状況

分野	施設	建設後 50 年以上経過する施設の割合 ^{※1}			管理者 ^{※2}	施設数
		H25. 3 現在	10 年後	20 年後		
鉄道	橋梁	51%	70%	83%	鉄道事業者等	102,293 橋
	トンネル	60%	81%	91%	鉄道事業者等	4,737 本
道路	橋梁 (橋長 2 m 以上)	16%	40%	65%	国	27,222 橋
					高速道路会社	16,438 橋
					都道府県	129,916 橋
					政令市	47,593 橋
	トンネル	18%	32%	48%	国	1,299 本
					高速道路会社	1,583 本
					都道府県	4,790 本
					政令市	335 本
河川・ダム	河川管理施設 ^{※3}	6%	20%	47%	国 ^{※4}	10,508 施設
					都道府県・政令市	19,223 施設
港湾	港湾施設 ^{※5}	11%	27%	51%	国	4,025 施設
					都道府県 ^{※6}	31,883 施設
					政令市	2,126 施設
					市町村等 ^{※7}	5,586 施設
空港	空港	19%	48%	63%	国	28 空港
					地方公共団体	65 空港
					民間企業	4 空港

※1 建設後 50 年以上経過する施設の割合については建設年度不明の施設数を除いて算出。 ※2 港湾は、管理者ではなく所有者。
 ※3 国：堰、床止め、閘門、水門、揚水機場、排水機場、樋門・樋管、陸閘、管理橋、浄化施設、その他（立坑、遊水池）、ダム
 都道府県・政令市：堰（ゲート有り）、閘門、水門、樋門・樋管、陸閘等ゲートを有する施設及び揚水機場、排水機場、ダム
 ※4 独立行政法人水資源機構法に規定する特定施設を含む。 ※5 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設。
 ※6 一部事務組合含む。 ※7 港務局含む。

（注） 国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）から抜粋した。

② 鉄道施設における主な事故・事象の例

発生日	事故等名	概要	原因等
H25. 1. 18	上越新幹線 大清水トンネル内化粧モルタル剥落事象	化粧モルタル（最大で 35 × 17 × 5 cm (4.2kg)、全体で 11 個 (24.7kg)）が剥落 列車運行への影響はなし	当該トンネルの定期検査は平成 23 年 6 月 21 日に実施。その際、当該箇所の変状等はなし 国土交通省は、鉄道事業者に対し、新幹線トンネル天井部を対象に緊急点検を指示
H25. 1. 30	東北新幹線 高架橋防音壁コンクリート片剥落事象	コンクリート片（約 40 × 38 × 10cm (約 11.0kg)）等 4 個が剥落 列車運行への影響はなし	防音壁にあけていた穴に溜まった水の凍結膨張が原因 当該高架橋の定期検査は平成 24 年 8 月に実施。その際、当該箇所の変状等はなし 国土交通省は、鉄道事業者に対し、高架橋の防音壁等に雨水が溜まる可能性がある箇所を対象に緊急点検及び必要な措置を指示
H25. 9. 19	日本貨物鉄道株式会社 函館線列車脱線事故	日本貨物鉄道株式会社の貨物列車が函館線大沼駅構内で脱線（死傷者なし）	運輸安全委員会鉄道事故調査経過報告によれば、北海道旅客鉄道株式会社において、軌道の整備基準値を大幅に超過していたにもかかわらず、整備が行われていなかったことが大きく関係

（注） 国土交通省の資料等に基づき当省が作成した。